

令和4年度八王子市農業委員会第1回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年4月27日 水曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後3時05分 から 午後4時10分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 米津元一   | 2番 熊澤治彦   |
| 3番 馬場貴大   | 4番 中西伸夫   |
| 5番 原島元義   | 6番 有竹満次   |
| 7番 小林裕恵   | 8番 菱山史郎   |
| 9番 坂本真一   | 10番 田中政博  |
| 11番 美濃部弥生 | 12番 峰尾幸代  |
| 13番 澤井博   | 14番 菱山まり子 |

農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 15番 和田一彦 | 16番 田中道夫 |
| 17番 大塚隆廣 | 18番 内田寛  |
| 19番 内田清文 | 20番 町田裕通 |
| 21番 門倉豊  | 22番 井上正芳 |

- 5 欠席委員 (0名)

- 6 事務局職員出席者

事務局長 大津仁利	課長 須藤文夫
主査 上原裕之	主査 篠原勝久
主任 萩原健太	主任 岩佐達憲

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第1回総会 議題

(令和4年4月27日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 特定農地貸付けの承認について
- 第9 特定農地貸付けの承認について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第13 農地法第6条の2に基づく事業の状況報告について

《午後3時05分開会》

議長 ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第1回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」  
3月1日から3月31日までの届出分（15件）  
第2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」  
3月1日から3月31日までの届出分（19件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。  
質問なしと認め、進行します。

第3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。  
質問なしと認め、進行します。

第4 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること(6件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可」について説明。

譲受人は川口町在住。申請地は上川町の市街化調整区域の1筆。

登記地目、現況は畑。面積は47㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。4月7日、事務局職員とともに当該農地の調査を行いました。また、譲受人から、今後の営農計画について聞き取りを行いました。今回、申請があった農地は、八王子市が管理するいわゆる赤道で、道としての機能を有していないことから、隣接する農地で農業経営を営む農業者に払下げしようとするものです。当該地を確認したところ、譲受人が栽培するカキの果樹が一体となって植えられており、下草が刈られ管理が行き届いた状態でありました。ご本人のほか、ご家族も繁忙期には農作業を手伝っていただいているので、今後も農地として耕作をしていくことに問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。

第6「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」を審議します。事務局より説明願います。

事務局

第6「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について」について説明。

譲受人は上川町、譲渡人は東京都立川市に在住。申請地は上川町にある土地1筆、面積は340㎡の市街化調整区域。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。4月7日、事務局とともに現地調査を実施しました。今回の転用計画は、譲受人が申請地を取得し、境内地を拡張しようとするものです。申請地は、譲受人が所有する境内地に隣接しているため、境内地としての外観を整えるために植栽を行い、参拝者にとって利用しやすい環境を整備していくことを転用目的としています。申請地は、北側にかけて緩やかな傾斜があり、現在、作付けはされておらず、草刈りがされている状態です。譲受人は、永徳3年（1383年）に開創された歴史のある寺院で、今回、檀家さんから申請地を贈与したいとの申し出があった際、所有する境内地に隣接し、活用しやすいことから、譲り受けることになったそうです。なお、転用に当たっては、開発や造成などを行わないため、他の法令にかかる許認可は不要となります。今回は許可の要件を満たす土地利用であり、境内地の拡張を目的とした転用であるため、やむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第6についてはこれを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地3筆、993㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

借り手について、所在地は片倉町、賃借権の設定等を受ける土地の面積は993㎡。主たる経営作物は果樹、露地野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数の見込みは年間150日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。4月5日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の取締役兼農場長から今後の作付計画等を伺いました。取締役兼農場長は、八王子市が主催する農業塾の修了生として、初めての新規就農者です。今回利用権を設定する農地ですが、取締役兼農場長の研修先である貸し手の農園から貸借の話があり、研修場所の農地であったこともあり、借り受けることにしたそうです。対象農地は平地で日当たりがよく、耕うん状態でした。貸借の成立後は、ブルーベリーをメインに植え付け、その他は露地野菜を作付していきたいとのことでした。収穫物は、貸し手の農園へ出荷するほか、将来的にはマルシェ802へ出荷したり、直売所を設置して販売していきたいとのことでした。借り受け人は、農作業を通じて得られる特別な充実感を若い世代に伝え、同時に生産者と消費者が共感できる減農薬による果樹・野菜の生産で、地域の農業を盛り上げることを目指して設立されました。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、色々と大変なことも多いと

と思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。  
ございませんので、進行します。お諮りします。第7についてはこれを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「特定農地貸付けの承認について」を説明。

申請者について、所在地は川町。貸付対象農地は小比企町にある土地2筆、合計614㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。4月5日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者から話をうかがいました。申請者は、小比企町で市民農園を複数開設していますが、当該地は既に開設している市民農園とも近いため、維持管理がしやすい場所です。また、既設農園の利用率が高く、農園開設のニーズも増えているため、ここで新たに市民農園を開設することにしたとのことでした。利用者については、申請者のホームページを利用し、インターネットを中心に募集することでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、農作業体験の場としては最適だと思います。市民農園開設のニーズに応え、市民が農に触れる機会を増やそうとする取り組みは、地域の活性化にとどまらず、遊休農地の解消にもつながりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第8についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。

第9「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「特定農地貸付けの承認について」を説明。

申請者について、住所は上柚木二丁目。貸付対象農地は上柚木にある土地2筆、合計850㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員

それではご報告いたします。4月6日、事務局及び農林課職員と対象の農地を確認するとともに、申請者からお話をうかがいました。申請地の一部（合計350㎡）は、令和3年度第2回総会で許可を得て、既に市民農園を開設しています。開設後、予想を上回る反響があり、あっという間に区画が埋まってしまったため、開設をしなかった部分（合計500㎡）についても、追加で農園を開設することにしたそうです。今回、追加で開設をすることにより、申請地全体が農園用地として活用されます。現在は、露地野菜等が作付けされているほか、耕うんがかかり、全体的にきれいに管理されていました。前回の農園開設時に、利用者向けの多目的スペースや簡易休憩所、農機具置場等を設置しているため、新たな利用者もすぐに使用できるとのことでした。今後は、申請者が区画を整備し、利用者を立て看板による掲示や市のホームページを活用して募集するとのことでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、農作業体験をするには最適な場所です。今回のように、都市農地を活用する取組事例が増えていくこ



とは、都市農業の振興にもつながりますので、今後も引き続き、頑張  
っていただきたいと思います。報告は以上です。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、こ  
れを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。

第10「生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について」を議  
題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について」を  
説明。

買取申出生産緑地は堀之内の畑9筆の計1,801㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は堀之内、申出者との続柄は  
「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年8月  
3日」、年齢は「85歳」、年間従事日数は「300日」。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし  
たいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。4月6日、事務局と当該生産緑地を確認  
するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は代々農家で  
あり、中学生の頃から両親の手伝いをしながら農業に携わり始めまし  
た。これまで、畑での露地栽培のほか、酪農や養蚕にも携わってきま  
した。畑ではネギ、カボチャ、デントコーン、トマト等の露地野菜を  
栽培してきました。収穫物は、自家消費のほか片倉町の市場に出荷し  
ていました。79歳の時に複雑骨折したことで農作業に従事することが  
困難になったため、息子である願出者の手を借りながら農地の維持管  
理を行ってきました。しかしながら、将来にわたって農地の維持管理  
をし続けたいという思いがあり、経営規模の拡大を図る農業者に委ね

たいとの考えから、農地所有適格法人に貸借し、維持管理を行ってきました。貸借の期間中も、毎日のように畑の状況を確認し、願出者の父も草刈りなどの維持管理を行ってきましたが、令和3年8月3日に85歳で亡くなりました。今回の調査により、自身で維持管理をしていた頃から貸借成立後の期間も含め、生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（4件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（3件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第13「農地法第6条の2に基づく事業の状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第13「農地法第6条の2に基づく事業の状況報告について」を報告。（3件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第1番 田中政博委員

第2番 米津元一委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和4年度八王子市農業委員会第1回総会を閉会します。

《午後4時10分閉会》